幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会設置合意書

地方分権、少子高齢化社会に対応できる地方自治の確立が求められている今日、幕別町、 更別村及び忠類村(以下「3町村」という。)は、任意合併協議会を設置して、「新しいまちの 将来像」を協議していくため、次の項目を基本理念として掲げるものとする。

- ・ 3町村の住民がともに手をたずさえて、同一の立場で、同一の視点に立つことができる、 新しいまちづくりを目指す
- ・ 3 町村の各地域がともに維持、発展するための施策の推進と、住民の声が届き住民本位の 行政を行うことができる、新しいまちづくりを目指す
- ・ 3町村の住民と行政の協働によるまちの創造と、行財政の健全化を図ることができる、 新しいまちづくりを目指す

これらを踏まえ、3町村は、合併を検討する任意協議会の設置について、次のとおり合意する。

記

- 第1 任意合併協議会の名称は、次のとおりとする。 「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」
- 第2 3 町村の合併協議にあたり、庁内の事務執行体制を強化するとともに、職員が相互に 連携する。
- 第3 任意合併協議会の設置準備にあたるため、任意合併協議会設置準備事務局を設置する。
- 第4 必要な事務的経費は、3町村が共同歩調により、議会提案し予算措置する。
- 第5 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約(案)は、別添のとおりとする。
- 第6 任意合併協議会の設置は、平成15年8月21日とする。

この合意を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

平成15年8月5日

幕別町 幕別町長	
更別村 更別村長	
忠類村 忠類村長	

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約(案)

(設置)

第1条 幕別町、更別村及び忠類村(以下「関係町村」という。)は、市町村合併の基本的事項等 について協議するため、協議会を設置する。

(名称)

- 第2条 協議会は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (協議事項)
- 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。
 - (1) 関係町村の合併に関する基本的事項
 - (2) 合併にかかわる調査研究に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、幕別町に置く。

(委員)

- 第5条 協議会の委員は、次の者をもって組織する。
 - (1) 関係町村の長及び助役
 - (2) 関係町村の議長及び各議会が選出する議員1名
 - (3) 関係町村の長が推薦する関係町村の住民2名

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、関係町村長の協議により、関係町村の長のうちからこれを選任する。
- 3 副会長は、前項の規定により、会長に選任された者を除く2名をもって充てる。
- 4 監事は、委員の互選により、これを選出する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。 (幹事会)
- 第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会に要する経費は、関係町村が均等に負担する。

(財務に関する事項)

- 第 12 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (監査)
- 第13条 協議会の出納は、監事が監査する。
- 2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。 (報酬及び費用弁償)
- 第 14 条 会長、副会長、委員及び監事の報酬及びその職務を行うために要する費用弁償の支給等については、会長が会議に諮りこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年8月21日から施行する。